

令和6年度市民税・府民税の申告の手引

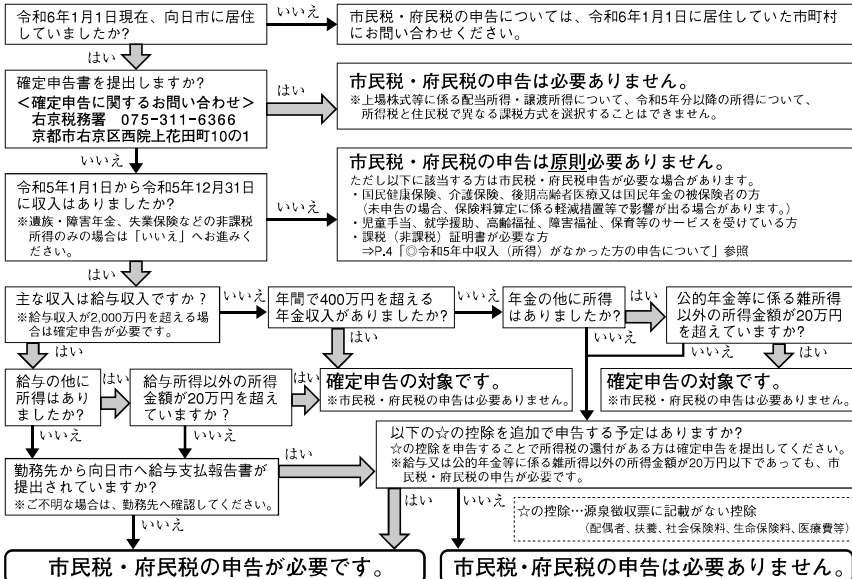
平素は、本市の税務行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

令和6年度の市民税・府民税は、令和5年中の所得（令和5年1月1日から令和5年12月31日までの1年間に得た所得）を基準として計算します。この申告書は、前年に市民税・府民税申告書を提出された方、提出の必要があると思われる方等にお送りしています。申告書を提出する必要があるかどうかは、下記フローチャートでご確認ください。

※フローチャートは一般的な事例です。

提出期間 令和6年2月16日（金）～令和6年3月15日（金）

スタート



郵送による市民税・府民税申告書の提出のお願い

郵送での提出にご協力くださいますようお願いいたします。

送付先【向日市役所税務課市民税係 〒617-8665 ※専用郵便番号のため住所の記載不要】

●申告に必要なもの 申告内容により異なります。

- 令和6年度市民税・府民税申告書
- 添付書類台紙
- 申告者本人の本人確認書類①②いずれか（提示又は写しの添付）
①マイナンバーカード
②番号確認書類（通知カード等）＋身元確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証等）
※通知カードの場合は、記載事項と住民票に記載されている事項に相違のないものに限る有効です。
- 源泉徴収票、給与明細書、領収書や取支内訳書等、収入と必要経費がわかるもの
※勤務先が複数ある場合は、全ての勤務先の源泉徴収票等が必要ですよ。
- 生命保険料、地震保険料、国民年金保険料の控除証明書、社会保険料、寄附金の領収書等
※社会保険料について、領収書等で金額の確認ができない場合は、事前に支払先へ確認してください。
- 医療費控除は次の①②いずれか
①医療費控除の明細書
②セルフメディケーション税制の明細書＋一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付又は提示
※①②ともに領収書の添付は不要です。領収書は5年間保存する必要があります。
※明細書は事前の作成が必要です。別紙添付書類台紙の裏面をご利用ください。
- 障害者手帳、障害者控除対象者認定書等

○市民税・府民税に関するお問い合わせ

向日市 税務課 市民税係
電話 (075) 874-2243 FAX (075) 922-6587

◎「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」内⑫～⑮の記入について

- ⑫社会保険料控除 (国民年金は控除証明書の添付が必要)
- ⑬小規模企業共済等掛金控除 (掛金払込証明書の添付が必要)
 - 令和5年中に支払った金額を記入してください。
 - 扶養親族等の給与、年金、口座等から差し引かれた保険料や掛金は除きます。
- ⑭生命保険料控除 ⑮地震保険料控除 (いずれも控除証明書の添付が必要)
 - 令和5年分控除証明書に記載の証明金額をそれぞれ記入してください。

◎「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」内⑯～⑳人的控除の要件(令和5年12月31日の現況)について

⑯寡婦控除 ⑰ひとり親控除

配偶関係 生計を一にする者がいる	本人が女性		本人が男性		未婚のひとり親
	死別	離別	死別・離別	死別・離別	
ひとり親控除			ひとり親控除		ひとり親控除
子以外を扶養	寡婦控除		-		-
扶養親族なし	寡婦控除		-		-

※合計所得金額が500万円を超える場合はいずれも対象になりません。

⑳勤労学生控除 (在学証明書等の提示又は写しの添付が必要)

合計所得金額が75万円以下で、給与所得以外の所得が10万円以下の学生の方

㉑障害者控除 (障害者手帳、障害者控除対象者認定書等の提示又は写しの添付が必要)

障害者	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の交付を受けている方等
特別障害者	身体障害者手帳1級又は2級の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方、療育手帳Aの方等
同居特別障害者	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、ご自身、配偶者又は生計を一にする親族のとなかとの同居を常としている方 (老人ホーム等へ入所している場合は該当しません。)

㉒配偶者控除 (マイナンバーの記載が必要)

一般	納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下の方で、生計を一にする配偶者(内縁関係を除く。)の合計所得金額が48万円以下の場合(他の方の扶養親族、事業専従者等を除く。)
老人	納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下の方で、控除対象配偶者のうち70歳以上の方(昭和29年1月1日以前生まれ)

- 同一生計配偶者：納税義務者と生計を一にする配偶者(事業専従者等を除く。)、合計所得金額が48万円以下の方
- 控除対象配偶者：同一生計配偶者のうち、納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下の方
- ※納税義務者の合計所得金額が1,000万円以上で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合は、同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)欄の□にチェックをお願いします。

㉓配偶者特別控除 (マイナンバーの記載が必要)

納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が、48万円を超え133万円以下の場合(他の方の扶養親族、事業専従者等を除く。)

㉔扶養控除 (マイナンバーの記載が必要)

生計を一にする16歳以上の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)の合計所得金額が48万円以下の場合(他の方の控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者等は除く。)	一 般	昭和29年1月2日～平成13年1月1日生の方(23歳～65歳の方) 平成17年1月2日～平成20年1月1日生の方(16歳～18歳の方) 平成13年1月2日～平成17年1月1日生の方(19歳～22歳の方)
16歳未満の扶養親族(控除対象外)	特 定 人	昭和29年1月1日以前生の方(70歳以上の方)
同居老親等	老人	老人扶養親族のうち、ご自身や配偶者の直系尊属で、ご自身や配偶者との同居を常としている方(老人ホーム等へ入所している場合は該当しません。)

◎㉕雑損控除 ㉖医療費控除の記入について

- ㉕雑損控除 (損失額の明細・領収書の添付が必要)
 - 次の1)2)のうちいずれか多い方の金額を記入してください。
 - 1) (損失金額－補填された金額) × (総所得金額等÷合計額×10%)
 - 2) 災害関連支出の金額－5万円
- ㉖医療費控除 (明細書の提出が必要。領収書は自宅で5年間保存する必要があります。)

- 1) [医療費控除を選択]
 - (支払った医療費－保険金等で補填される金額) × (総所得金額等÷合計額)の5%のいずれか少ない方 最高限度額200万円
- 2) [医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を選択]
 - (スイッチOTC医薬品の購入費－保険金等で補填される金額) × 1万2千円 最高限度額8万8千円

市民税・府民税 申告書記入方法

マイナンバーの記載が必要です

令和6年度 市民税・府民税 申告書

宛先 向日市長 年月 日現在 受理印

現住所 〒〒〒 1月1日現在の住所 生 年 月 日 (旧宅・旧所)	フリガナ 氏 名 個人番号 電話番号 代理申告者の住所・氏名
--	--

申告事項

所得	所得金額	所得控除	所得金額
1 給与所得	1	1	1
2 事業所得	2	2	2
3 不動産所得	3	3	3
4 雑所得	4	4	4
5 総合所得	5	5	5
6 所得から差し引かれる金額	6	6	6
7 所得金額	7	7	7
8 所得控除	8	8	8
9 所得金額	9	9	9
10 所得金額	10	10	10
11 所得金額	11	11	11
12 所得金額	12	12	12
13 所得金額	13	13	13
14 所得金額	14	14	14
15 所得金額	15	15	15
16 所得金額	16	16	16
17 所得金額	17	17	17
18 所得金額	18	18	18
19 所得金額	19	19	19
20 所得金額	20	20	20
21 所得金額	21	21	21
22 所得金額	22	22	22
23 所得金額	23	23	23
24 所得金額	24	24	24
25 所得金額	25	25	25
26 所得金額	26	26	26
27 所得金額	27	27	27
28 所得金額	28	28	28
29 所得金額	29	29	29
30 所得金額	30	30	30
31 所得金額	31	31	31
32 所得金額	32	32	32
33 所得金額	33	33	33
34 所得金額	34	34	34
35 所得金額	35	35	35
36 所得金額	36	36	36
37 所得金額	37	37	37
38 所得金額	38	38	38
39 所得金額	39	39	39
40 所得金額	40	40	40
41 所得金額	41	41	41
42 所得金額	42	42	42
43 所得金額	43	43	43
44 所得金額	44	44	44
45 所得金額	45	45	45
46 所得金額	46	46	46
47 所得金額	47	47	47
48 所得金額	48	48	48
49 所得金額	49	49	49
50 所得金額	50	50	50

※16歳未満(年少)の扶養親族について(マイナンバーの記載が必要)
16歳未満の扶養親族は控除対象外ですが、市民税・府民税の非課税判定、障害者控除、寡婦、ひとり親控除等の適用に必要となりますので、記入してください。(他の方の扶養親族、事業専従者等の場合を除く。)

※国外に居住する親族の扶養について
⑰～⑳扶養控除等について、国外に居住する親族を適用とする場合は、「親族関係書類」、「送金関係書類」、「留学ビザ等書類」又は「38万円送金書類」の添付又は提示が必要で、書類が外国語で作成の場合、日本語訳が必要。

対象者	添付又は提示が必要な書類		
	親族関係書類	送金関係書類	その他必要書類
29歳以下又は70歳以上	○	○	○
留学により非居住になった方	○	○	留学ビザ等書類
30歳以上	○	○	障がい者の方
70歳未満	○	○	前年における生活費又は教育費に充てるための支払を年38万円以上受けている方

◎「1 収入金額等」のア～シ、「2 所得金額」①～⑩及び申告書裏面「6」～「10」所得に関する事項の記入について

・収入金額から必要経費等を差し引いて所得金額を算出します。
・必要経費とは、その収入を得るために要した費用をいいます。ただし、日常生活は除きます。

ア①営業等、イ②農業、ウ③不動産

営業等	建設業、小売業、飲食店業などの営業から生ずる所得や、対価を得て継続的に行う事業による所得
農 業	農産物の生産、果樹等の栽培、家畜の飼育等から生ずる所得
不動産所得	アパート、マンション、ガレージ、貸家、貸地等から生ずる所得

○申告書裏面「7 事業・不動産所得に関する事項」に記入し、収入金額と所得金額を申告書裏面「ア①営業等」「イ②農業」「ウ③不動産」にそれぞれ記入してください。

エ④利子

利子所得	預貯金や公社債の利子、公社債投資信託等の収益の分配等による所得
------	---------------------------------

○申告書裏面「エ利子」の収入金額が、そのまま「④利子」の所得金額となります。(国内源泉分離課税は申告不要。国外預金の利子等は申告が必要)

オ⑤配当

配当所得	株式や出資金に対する利益の配当や余剰金の分配等による所得
------	------------------------------

○申告書裏面「8 配当所得に関する事項」に記入し、収入金額と所得金額を申告書裏面「オ⑤配当」に記入してください。また、あらかじめ引き去りされた市民税・府民税の額を、申告書裏面「13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」の配当割額控除額に記入してください。

カ⑥給与(源泉徴収票、給与明細等が必要)

給与所得	給与、賃金、賞与等による所得
------	----------------

○給与所得の源泉徴収票(複数ある場合は合算)の「支払金額」を申告書表面の「カ給与」に記入し、別紙の「市民税・府民税の計算表」から所得を算出し、所得金額(所得金額調整控除後)を申告書表面「⑥給与」に記入してください。
○源泉徴収票がない場合、申告書裏面「6 給与所得の内訳」にも記入してください。その他の収入については手取りではなく、社会保険料や所得税等を差し引く前の金額で計算します。

キ⑦公的年金等(源泉徴収票が必要)

公的年金等	国民年金、厚生年金、恩給、企業年金、一定の外国年金等(遺族年金や障害年金等非課税年金を除く。)
-------	---

○公的年金等の源泉徴収票(複数ある場合は合算)の「支払金額」を申告書表面「キ公的年金等」に記入し、別紙の「市民税・府民税の計算表」から所得を算出し、所得金額を申告書表面「⑦公的年金等」に記入してください。(社会保険料の金額がある場合は「㉔社会保険料控除」にも記入してください。)

クケ⑧⑨業務・その他(収入と必要経費のわかるものが必要)

業 務	原稿料、講演料、インターネットオークション等を利用した個人取引、食料品の配達又はシルバー人材派遣金等の副収入による所得
その他雑所得	個人年金、印税等上記以外のものによる所得

○申告書裏面「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」に記入し、収入金額と所得金額を申告書表面「ク⑧業務」「ケ⑨その他」にそれぞれ記入してください。

コサシ⑩総合譲渡・一時

(一時は生命保険契約等に基づく一時金・満期返戻金等の支払調書が必要)

総合譲渡所得	土地・建物、株式等以外の資産譲渡により生じる所得(営業権、自動車、機械器具、著作権、骨とう等) 保有期間が5年以内の譲渡は短期譲渡、保有期間が5年超の譲渡は長期譲渡(特別控除額は最高50万円)
一時所得	生命保険契約に基づく一時金や満期返戻金、当選金、競馬・競輪の払戻金等による所得(特別控除額は最高50万円)

○申告書裏面「10 総合譲渡・一時」の所得の所得金額に関する事項」に記入し、「コサシ収入金額」と「コ+(サ×シ)×1/2」=「⑩所得金額」を申告書表面「コサシ⑩総合譲渡・一時」にそれぞれ転記してください。

◎申告書裏面「13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」について

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受ける場合は、各欄に記入してください。

※申告された場合、市民税・府民税の非課税基準の所得、配偶者・扶養控除の所得基準、国民健康保険料・介護保険料等の算定基準に影響します。

◎申告書裏面「14 寄附金に関する事項」について (寄附金の領収書等の添付が必要)

令和5年中に支払ったそれぞれの寄附金の金額を記入してください。

○都道府県・市区町村に対する寄附金(震災義援金、ふるさと納税)、京都府共同募金会に対する寄附金、日本赤十字社京都府支部に対する寄附金、京都府が条例で指定する寄附金が対象です。

～ワンストップ特例の申請をされた方へ ご注意～

ワンストップ特例の申請をされた方が、以下の内容のひとつでも該当する場合、その寄附の特例申請はなかったものとみなされます。

以下の内容に該当する場合は、必ず確定申告や市民税・府民税の申告で、ふるさと納税に伴う寄附金控除を含めた申告手続きを行ってください。

- ① 確定申告や市民税・府民税の申告を行った場合
- ② 5か所を超える市町村に申請を行った場合
- ③ ワンストップ特例の申請内容に変更が生じて変更届出書の提出を1月10日までに行わなかった場合(引越越しに伴う住所の変更等)

◎申告書裏面「15 所得金額調整控除に関する事項」について

別紙の「市民税・府民税の計算表」記載の所得金額調整控除の要件に該当する場合は、対象者に関する事項を記入してください。

※この控除は他の扶養控除とは異なり、同一生計内のいずれか一方の所得者のみに適用する制限がありません。

(例) 夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えて、夫婦間に1人の年齢23歳未満の扶養親族がいる場合、その夫婦双方に控除の適用が可。

◎令和5年中収入(所得)がなかった方の申告について

令和5年中に課税所得のなかった方は、申告書裏面16の欄に必要事項を記入してください。

該当する欄がない場合はその他にチェックし、前年中の生活状況を記入してください。(例:育児休暇中、病気療養中等)

控除対象配偶者や扶養親族がある場合は、申告書表面20～22欄及び「16歳未満の扶養親族(控除対象外)」欄も記入してください。

<記入例>

16 前年中に収入(所得)のなかった方(該当するものにチェックして、必要事項を記入してください。)

次の方に扶養(援助)されていた。	名前	向日	本人との関係	住所	市	区	町	村
<input type="checkbox"/> 非課税年金を受給していた。	遺族年金 ・ 障害年金 ・ 老齢福祉年金 ・ その他()	年	月	日	年	月	日	
<input type="checkbox"/> 生活保護を受けていた。	学校名	年	月	日	年	月	日	
<input type="checkbox"/> 学生であった。	学年	年	月	日	年	月	日	
<input type="checkbox"/> 雇用保険(失業保険)を受給していた。		年	月	日	年	月	日	
<input type="checkbox"/> 預貯金で生活していた。								
<input type="checkbox"/> その他(生活状況について具体的に記入してください。)								